仕　　様　　書

1　業 務 名　　令和８年度　オージオメータ校正業務

2　履行期間　　契約締結日から令和９年３月３１日まで

3　検査予定対象　　堺市立学校園保有のオージオメータ　台
別表１「令和８年度　対象機器一覧表」のとおり
（ただし、検査予定対象件数は変動することがある。）

4　基本的事項

本業務を実施するにあたっては、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」その他関係法規を遵守し、常に正確な検査結果を提供すべく本仕様書並びに契約書に従い履行しなければならない。

本業務の校正は、国家標準とつながった体系（トレーサビリティ）で管理された標準器により行うこと。

5　業務内容

（１）業務内容

別表１のオージオメータを回収し、点検・校正を実施のうえ納品すること。
なお事前に回収日程案を作成し、発注者へ提出すること。

（２）校正及び検査業務

① 国家標準とつながった体系（トレーサビリティ）で管理された標準器により校正を行うこと。

② 各オージオメータは JIS T1201-1 に準拠したもので判定すること。

③ 平成 27 年 9 月 11 日付け文部科学省スポーツ･青少年局学校健康教育課事務連絡「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて」の通知文を留意の上、オージオメータの校正を行うこと。

（３）校正及び検査項目

① 周波数の出力精度
② 気導受話器の出力高圧精度
③ 気導受話器出力の総高調波歪率（倍音）
④ 聴力レベル（聴力損失）目盛間隔の誤差
⑤ 気導受話器の遮音性（妨害音）
⑥ その他の異常

（４）書類の提出

検査開始前に次の書類を発注者へ提出すること。

① 検査に使用する機器の一覧及び検査機器の性能を証明するもの（校正証明書等）

② 検査実施後は、校正証明書及び上記（３）の測定値等を記載した試験成績表を、現品に添付すること。

なお、修繕が必要な場合は、上記の規定にかかわらず、すみやかに報告すること。

③ 検査に合格したオージオメータには、検査証シールを貼り付けること。

④ 検査内容報告書（一覧表）を、業務終了後２週間以内に発注者に提出すること。

６　遵守事項

（１）検査業務従事者は、学校を巡回する際には胸に名札をつけること。

（２）この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

（３）本市から提供されたデータ及び検査結果データの秘密保持及び保護管理については、最善の管理体制をもって厳重に管理しなければならない。また、上記データ等を許可なく複写又は複製してはならない。

（４）検査業務にかかわる電算業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（５）上記データ等については、本市が指示する業務以外に使用または利用しないとともに、第三者に提供してはならない。

（６） 学校敷地内に出入りするすべての従事者及び関係者に対し、学校の敷地内では決して喫煙しないように指導及び周知すること。

７　その他の事項

この仕様書に定めていない事項及び疑義が生じたときは、本市と検査業者双方で協議し定めるものとする。